

海 外

米 州 諸 国

◇米国、1984年財政赤字削減法成立

レーガン大統領は7月18日、増税(85~87年度中の増税規模500億ドル)および社会保障関係費の削減措置(同削減規模130億ドル)等を骨子とする1984年財政赤字削減法(Deficit Reduction Act of 1984)に署名した(議会通過は6月28日)。

同法に盛り込まれた主な措置は次のとおり。

1. 増税措置

- (1)酒税の引上げ(財政赤字削減効果 <85~87年度累計> 10億ドル)。
- (2)電話サービスに対する物品税徴求を87年末まで延長<現行法では85年末に期限切れ>(同32億ドル)。
- (3)85年以降に予定されていたネット利子所得に対する免税措置の実施見送り(同70億ドル)。
- (4)法人税の税額控除適用範囲の厳格化(同50億ドル)。

2. 社会保障関係費削減措置

- (1)老人医療保険料の一部引上げ(同11億ドル)。
- (2)老人医療保険制度に基づく国の医療費負担の抑制(同11億ドル)。

3. その他の措置

非居住者の米国債券取得にかかる利子源泉課税の撤廃(注)。

(注) 本措置につき財務省では、直接的には租税減につながるものであるが、海外からの資金流入が促進される結果、公債発行コストの低下が期待できる、としている。

◇米国政府、年央予算改訂見直し等を発表

米国政府は8月15日、84、85年度について年央予算改

訂見直し等を発表した。主な内容は次のとおり。

(1)84年度の実績見込み

84会計年度(83年10月~84年9月)の歳入は景気の力強い拡大を映じた所得税等の増収にもかかわらず、設備投

米国の政府経済見直し

(単位%、()内は上段が4月改訂見直し、下段が2月予算教書の計)

		1983年 (実績)	1984年 (見直し)	1985年 (見直し)
名目GNP	前年比	7.7	11.5 (10.6) (10.1)	9.2 (9.1) (9.1)
	第4四半期の前年比	10.5	11.2 (10.1) (9.8)	8.9 (8.9) (8.9)
実質GNP	前年比	3.4	7.2 (5.9) (5.3)	4.3 (4.1) (4.1)
	第4四半期の前年比	6.2	6.5 (5.0) (4.5)	4.0 (4.0) (4.0)
GNP デフレーター	前年比	4.2	4.0 (4.4) (4.5)	4.7 (4.8) (4.8)
	第4四半期の前年比	4.1	4.4 (4.9) (5.0)	4.7 (4.7) (4.7)
消費者物価	前年比	3.0	3.5 (4.1) (4.4)	4.6 (4.6) (4.6)
	第4四半期の前年比	2.9	3.8 (4.3) (4.5)	4.7 (4.7) (4.7)
失業率	年間平均	9.5	7.2 (7.6) (7.8)	6.6 (7.4) (7.6)
	第4四半期の水準	8.4	6.8 (7.5) (7.7)	6.5 (7.3) (7.5)
T 3 か月物	年間平均	8.6	9.5 (8.9) (8.5)	9.3 (8.0) (7.7)

米 国 の 1984、85 年 度 予 算

(単位、億ドル)

	83年度(実績)	84年度(実績見込み)		85年度(予算)	
歳入	6,006	6,707	4月改訂見直し (6,727)	7,580	4月改訂見直し (7,531)
歳出	7,960	8,450	(8,505)	9,304	(9,320)
収支尻	△1,954	△1,743	(△1,778)	△1,724	(△1,790)
			(△1,837)		(△1,804)

資の活発化に伴う投資税額控除増等による法人税の減収が響いて全体としては6,707億ドルと前回(4月)見通し比20億ドル下方改訂。一方歳出も、国防費や社会保障費の減額(各△40億ドル、△18億ドル)を主因に8,450億ドルと前回見通し比55億ドル減額修正。この結果、収支尻は△1,743億ドルと前回見通し比赤字幅が35億ドル縮小。

(2)85年度予算案の改訂見直し

85会計年度(84年10月～85年9月)予算案の歳入は、景気拡大持続に伴う所得税の増収もあって7,580億ドルと前回見通し比49億ドル増。一方歳出は、金利の高どまりを背景とした国債利払費の増加(72億ドル)にもかかわらず、国防費(△58億ドル)、失業保険および社会保障費(計△39億ドル)の減少から9,304億ドルと前回見通し比16億ドル減。この結果、収支尻は△1,724億ドルと前回見通し比赤字幅が66億ドル縮小。

(3) こうした予算改訂見通しの前提となる84、85年の米国経済見通しを前回見通しと比べると、実質GDPの前年比は84年+7.2%(前回見通し+5.9%)、85年+4.3%(同+4.1%)といずれも上方改訂。また、失業率は84年平均7.2%(同7.6%)、85年平均6.6%(同7.4%)と下方修正。この間、物価上昇率(前年比)については、GDPデフレーター、消費者物価とも84年は下方修正(各+4.0%<前回見通し+4.4%>、+3.5%<同+4.1%>)、なお85年はほぼ前回見通し通り。金利(TB3ヵ月物)については84年平均+9.5%(同+8.9%)、85年平均+9.3%(同+8.0%)と前回見通しに比べ上方改訂。

◇米国、国債発行方式の多様化を発表

米国財務省は8月16日、国債の円滑な消化とそれを通じた国債利払費の節減を図る目的から、国債発行方式の多様化(various new debt financing techniques)に取組む意向を明らかにした。その主な内容は以下の通り。

1. 外国人向け中長期国債の発行

(1)中長期国債の公募入札に際して一定額を外国人を対象として発行する。

(2)本発行分については、非居住者の債券取得にかかる利子源泉課税(通常30%)を免除する(但し、債券取得者が非居住者かつ非米国民であることを立証する要。これに違反した場合は罰金を賦課)。

(3)発行形態は特別登録方式(special registered form)とし、無記名方式(bearer form)は認めない。

(4)なお本件と併せて公営企業および一般企業による外国人向け債券の発行を以下の通り認める(なお、政府機関<U.S. Government-owned agencies>による外国人向け債券発行は引続き不可)。

①連邦住宅貸付銀行など公営企業(U.S. Government sponsored enterprises)は中長期国債と同様の要領で外国人向け記名債券の発行を認める(実施時期は第1回目の外国人向け国債発行実施後。本決定は1年の試行期間を経て85年10月15日までに再検討する)。

②一般企業については、外国人向けに無記名方式による社債発行を認める。但し、発行後米国人が当該債券を購入した場合は記名債券に転換の要(これに違反した場合は罰金を賦課)。

2. 期限前償還が可能な20年長期国債の発行

現在、四半期ごとに発行している20年国債は、期限前償還を行わない扱いとなっているが、今後は発行後6年目以降任意に期限前償還が可能な20年物国債を発行する(注)。

(注) 財務省では期限前償還を可能にすることにより、「低金利期における借換が可能となる結果、財政資金調達コスト軽減に役立つ」としている。

3. ゼロ・クーポン債市場の育成

ゼロ・クーポン債市場育成の見地から国債事務処理体制を整備する(国債の利札部分<クーポン>を振替決済制度に組入れ、ゼロ・クーポン債に流通性を付与(注))。

(注) 最近、証券会社が中長期国債の利札と元本を切離してそれぞれをいわゆるゼロ・クーポン債のかたちで顧客に売却する方式により活発な取引を行っているが、こうした取引に関して財務省は、「中長期国債の市場拡大、財務省の資金調達コスト低下に資するもの」と評価しており、本措置の実施によってこうしたメリットをさらに享受することを狙ったものとみられている。

欧州諸国

◇EC委員会、84～85年の域内経済見通しを発表

EC委員会は7月30日、84～85年の域内経済見通し(84年は改訂見通し、85年は暫定見通し)を発表した。その概要は以下のとおり(別表参照)。

(1)景気

84年の実質GDPは、個人消費、設備投資、輸出等の増大を背景に前年比+2.2%と前回見通し(+2.0%)比若干上振れる見込み。85年については、引続き国内最終需要が底固いうえ、輸出も増加傾向を維持することから同+2.1%と84年並みの伸びとなる見通し。

しかしながら、雇用情勢については、経済成長が緩やかなものにとどまるだけでなく、企業の合理化努力を映じた労働生産性の上昇や労働人口の増加といった

構造的要因もあってはかばかしい改善がみられず、失業率は一段と上昇する見込み(84年 11.1% <前回見通し 11.0%> →85年 11.4%)。

(2)物価

84年は、賃上げ抑制や労働生産性の上昇(前年比 +2.4%)を映じた労働コストの落ち着き(前年比、83年実績 +5.0%→84年 +3.3%)を主因に、また85年は欧州通貨の対米ドル相場の持直しに伴う輸入物価の安定から、沈静傾向をたどる公算(個人消費デフレーター、前年比、84年 +5.1% <前回見通し +5.2%> →85年 +4.5%)。

(3)国際収支

84年の貿易収支は輸出数量の増加から前年を大幅に上回る黒字となり、85年は交易条件の改善も加わって黒字幅がさらに拡大する見通し(84年250億ドル→85年400億ドル)。この結果経常収支も、84年、85年を通じ黒字幅が拡大する公算(対GDP比率、84年 0.4% <前回見通し 0.3%> →85年 0.7%)。

E C 経済見通し

(単位・%、* 印は前年比)

	83年 (実績)	84年			85年
		当初見 通し (注1) (83/ 10月)	前回見 通し (注2) (84/ 3月)	今回見 通し	
実質GDP成長率*	+ 1.0	+ 1.5	+ 2.0	+ 2.2	+ 2.1
個人消費デフレーター*	+ 6.3	+ 5.6	+ 5.2	+ 5.1	+ 4.5
失業率	10.3	10.9	11.0	11.1	11.4
マネーサプライ増 加率*	+10.2	+ 7.8	+ 8.6	+ 8.5	+ 7.8
財政収支 (対GDP比率)	△ 5.5	△ 4.7	△ 5.2	△ 5.2	△ 4.6
経常収支 (同 上)	0.0	0.0	0.3	0.4	0.7

(注1) 58年11月号「要録」参照。

(注2) 59年3月号「要録」参照。

◇フランス、貯蓄金利および制度融資金利を引下げ

1. フランス経済財政予算省は8月13日、預金・債券等の貯蓄金利、住宅ローン金利および企業・地方公共団体向け制度融資金利を以下のとおり引下げ、16日以降実施する旨発表した。

(1)貯蓄金利

イ、預金金利

通帳預金(注1) 7.5%→6.5%

(注1) 利子非課税通帳(貯蓄金庫扱いのA種通帳、相互信用金庫扱いの青色通帳)、課税通帳の双方を含む。

産業振興口座 7.5%→6.5%

庶民貯蓄通帳預金 8.5%→7.5%

積立式住宅貯蓄 10.0%→9.0%

ロ、債券金利

5年物T B 13.0%→12.0%

5年物全国農業信用金庫債 13.0%→12.0%

(2)制度融資金利等

住宅ローン 8.0%→7.0%

産業近代化基金からの貸付 9.75%→9.25%

設備投資特別貸付(注2) 9.75%→9.25%

(注2) 技術革新、エネルギー節約、輸出促進、雇用創出等に資する設備投資に対してクレディ・ナショナル、中小企業設備金庫等政府系金融機関から供与されるもの。

地方公共団体向け貸付 11.0%→10.0%

2. 今回の金利引下げにつきベレゴボワ経済財政予算相は、「貯蓄金利の引下げは最近の物価の沈静傾向にかんがみ実施したものである。また制度融資金利の引下げは、市中貸出基準金利の低下と相まって企業の金利負担を軽減し、設備投資の回復に資するものと期待している」と述べている。

◇フランスの大手市中銀行、市中貸出基準金利を引下げ

フランスの大手市中銀行は8月中旬、市中貸出基準金利をそれまでの12.25%から12.0%に引下げた(パリ国立銀行が14日に実施したのに続き、ソシエテ・ジェネラル等他の主要行も同日以降逐次実施)。市中貸出基準金利の変更は、83年1月の引下げ(12.75%→12.25%、58年2月号「要録」参照)以来1年7ヵ月振りのものである。

今回の市中貸出基準金利引下げは、①5月以来3回にわたるフランス銀行の市場介入金利引下げ(手形買切りオペ・レート、下げ幅通計0.75% <12.0%→11.25%>)に伴うコール・レートの低下、および②8月16日実施の預金金利引下げ(下げ幅1%、「要録」別項参照)等を反映したものであるが、下げ幅が0.25%と小幅にとどまったのは、銀行の収益環境が芳しくないことから、銀行が利下げに消極的であったことによるものとみられている。

◇フランス政府、企業向け制度融資枠を拡大

1. フランス経済財政予算省は8月28日、政府系金融機関(クレディ・ナショナル、中小企業設備金庫、地域開発会社、協同組合中央金庫)による企業向け長期制度融資(設備投資特別貸付等)を50億フラン増枠(融資枠260億フラン→310億フラン)する旨決定した。これに伴い、84年中国庫から利子補給を受ける企業向け低利融資枠は、産業近代化基金分90億フラン、市中銀行分120億フラン

と合わせ、計520億フランとなる(83年中計385億フラン<政府系金融機関295億フラン、産業近代化基金20億フラン、市中銀行70億フラン>)。

2. 本措置につき経済財政予算省では、「設備投資の回復に伴う企業需資の増加に対応して決定したものである。本措置の趣旨にかんがみ、金融機関は企業向け貸出の拡大に努力するよう期待する」と述べている。

◇英国、労働組合法が成立

1. 英国議会は7月26日、①労働組合役員を選出、②労働争議実施の可否や労組の政治基金存続の是非の決定などに当っては、組合員の秘密投票を義務づける旨規定した「1984年労働組合法」(Trade Union Act 1984)を可決した(同法は27日に女王の裁可を得て成立)。同法は労働組合の民主化を目指したもので、それにより先に制定された第1次雇用法(80年7月成立、55年8月号「要録」参照)および第2次雇用法(82年10月成立、同57年11月号「要録」)と同様、組合活動の尖鋭化をおさえることが狙いとされている。

2. 同法の主な内容は次のとおり。

(1) 労働組合役員を選出

①労働組合役員(執行委員会<the principal executive committee>)の投票権を有するものはすべて組合員の投票により選出するものとする。

②その投票は最長5年ごとに実施されるものとし、投票方法は投票用紙を使用し(挙手等の方法は不可)、かつ投票の秘匿性が保証されるものでなければならない(原則として郵便投票)。

③組合は85年末までに組合員の名簿およびその住所録を作成しなければならない(以降必要に応じて更新の要)。

④すべての組合員は所属政党の有無にかかわらず組合役員への立候補権を有するものとする。

(2) ストライキ等争議行為の決定

①組合がスト等の労働争議行為を実施しようとする場合には、あらかじめ(争議開始前4週間以内)争議に直接関係する組合員による投票を行い、過半数(majority)の賛成を得なければならない(投票方法については前項とほぼ同様)。

②この要件を満たしていない争議行為は違法とみなされ、当該組合は争議に伴う損害賠償責任等を免責されない。

なお本項は本年9月26日以降適用。

(3) 政治基金の存続に関する定期的見直し

①1913年労働組合法に基づき政治基金(註)を保有す

る組合は、その存続の可否につき10年ごとに組合員による投票を実施し、過半数の承認を得なければならない(投票方法は前項(1)とほぼ同様)。なお、85年3月末現在で過去9年間にこうした投票を実施していない組合は、86年3月末までに本条項に基づく投票を行わなければならない。

②投票によって存続が否決された場合には、組合は直ちに組合員からの資金カンパを中止するとともに6ヵ月以内に政治基金からの支出を停止しなければならない。

(注) 同法では労働組合が政治的目で行う支出(特定政党あるいは特定立候補者に対する献金等)については政治基金を通ずるものに限定している。

ア ジ ア 諸 国

◇香港、預貸金金利を引下げ

香港銀行協会は8月3日および23日、銀行預金金利の引下げを決定した。これに合わせ英系主力2行(香港上海銀行、チャータード銀行)はプライム・レートを引下げた。香港の預貸金金利は、本年3月下旬以降米国金利の上昇等を背景に6次にわたり引上げられ、とくに第6次引上げ(7月7日)は中英交渉の帰趨を巡る心理的不安により惹起された香港ドル相場下落に対処した大幅なものであった。しかし、その後中英交渉の進展が伝えられ替相場が落ち着きを取戻したため、預金金利は再び6月末に近い水準まで2次にわたり引下げられることとなった。

なお、新預貸金金利は次のとおり。

	一年利・%—		
	(旧)	8月3日	23日
普通預金	11.0	9.0	8.0
定期預金			
3ヵ月	12.5	10.5	9.5
6ヵ月	12.5	10.5	9.5
1年	12.5	10.5	9.5
プライム・レート	17.0	15.0	14.0

◇フィリピン、1985年度予算案を発表

フィリピンのマルコス大統領は7月31日、国民議会に以下を内容とする1985年度(85年1～12月)予算案を提出した。歳出予算規模(673.3億ペソ、対GNP比率10.3%<前年度10.7%>)は前年度比+14.4%の伸びを確保しているものの、物価上昇率(84/1～6月前年比、+35.5%)を調整した実質ベースでは前年度を大幅に下回る緊縮型となっており、同大統領は、「現在直面している経済困

難を考慮し、財政赤字削減に主眼を置いた控え目な内容とした」旨説明。

(1)歳出……本予算の重点項目は、①農・工業の振興、②雇用拡大、③教育・住宅・衛生・社会保障の充実、④産業基盤の整備、⑤社会秩序の維持、とされており、これを反映して経済開発費をはじめ、社会開発費、国防費が前年度比2桁の伸びとなっているほか、債務償還費は引続き歳出全体の2割強を占めている。一方、一般行政費は厳しい経費削減等により前年度の8割以下に抑制されている。

(2)歳入等……輸入品に対する徴税強化(関税率および輸入課徴金の引上げ)や新税導入(外貨購入税およびペソ切下げに伴う輸出業者の為替益に対する課税)等から経常収入は前年度比+15.2%の増加が見込まれている。以上の結果、財政赤字幅は前年度比やや拡大することとなるが、「赤字幅の対歳出予算比率(84年度15.0%→85年度14.4%)、対GNP比率(同1.5%→1.2%)はともに前年度比若干の改善が見込まれる」(マルコス大統領)。

フィリピンの1985年度予算案

(単位・億ペソ)

		1984年度 (当初 予算)		1985 年度		
			構成比	前年度 比	構成比	
歳 入	租税等経常 収入	500.3	85.0	576.3	15.2	85.6
	借入金	88.0	15.0	97.0	10.2	14.4
	計	588.3	100.0	673.3	14.4	100.0
歳 出	経済開発費	152.6	25.9	208.5	36.6	31.0
	社会開発費	150.2	25.5	172.5	14.8	25.6
	国防費	55.9	9.5	63.4	13.4	9.4
	一般行政費	90.6	15.4	69.0	23.8	10.2
	債務償還費	139.1	23.6	159.9	15.0	23.7
	計	588.3	100.0	673.3	14.4	100.0